

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和6年2月26日(月) 開会 9時30分
閉会 10時40分
2. 場所 第1委員会室
3. 付議事件 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情（令和6年陳情第3号）
4. 出席者 小笠原委員長、渡辺副委員長、羽根委員、小林委員、浜井委員、善波委員、大沼委員、根岸議長

執行者側 政策部長、地域政策課長、地域支援班長

傍聴議員 6名

一般傍聴者 0名

5. 経過

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情（令和6年陳情第3号）

委員長

ただいまより総務建設経済常任委員会を開会する。それでは、初日の本会議で付託された案件について審査する。最初に、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情、令和6年陳情第3号を議題とする。お諮りする。本陳情について議会基本条例第15条の規定により、陳情者の意見を聞くことにしたいと思うが、ご異議ないか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認める。本陳情については、女性差別撤廃条約実現アクション神奈川代表の湯山薫様より提出されている。本日は湯山様より委任された小島八重子様と澤田由紀子様にご出席いただいている。それでは澤田様、10分程度に簡潔にまとめていただいて趣旨説明をお願いします。

<趣旨説明>

澤田氏

それでは女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を求める意見書を二宮町議会で採択をしていただきたいと思います、口頭での陳述をさせていただきます。私は女性差別撤廃条約実現アクション神奈川の事務局をしている澤田由紀子である。私たちの実現アクションは2019年に成立し、選択議定書の批准を目的に様々な女性のグループが集まり、国会への働きかけや学習会や各地方議会への働きかけを行っている。

今世界の国々がジェンダー平等を達成させるためには、最も重要な国際基準は 1979 年に国連で採択された女性差別撤廃条約とその実効性を高めるために、1999 年に制定された選択議定書である。これが本日の議題だが、また今年はちょうどこの女性差別撤廃条約選択議定書が採択されてから 25 年目に当たる。現在、世界では、この締約国の 189 か国中 115 か国が選択議定書を批准しているが、残念ながら日本は批准していない。もし日本が、この選択議定書を批准すれば、国内で性差別を受けながら救済されなかった人たちが国連の委員会に個人通報し、救済を求めることができ、また調査制度を使うことができる。調査制度は、女性差別撤廃委員会が女性差別撤廃条約に定める権利の重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力のもとで調査し、国に対し、その結果を意見勧告するという制度である。私たちは、この選択的議定書が批准できれば、日本の裁判所が女性差別撤廃条約を裁判の中でも適用することができ、差別的な法律の整備の見直しが進むこととなると思っている。実は私は子育てしながら、40 年間以上働き続けてきた。中でも公務関連の職場で 20 年ぐらい働いていたが、当時、大学を出た女性でも、自分の担当する限りは、お茶くみとしてでしか参加できないとか、或いは自分が作成した書類に自分の名前を書くことさえもできなかったという話を聞いている。女性はいつでも、補助的業務で限られた職務の仕事しか就かせてもらえない。そのため、賃金も同期同学歴の男性と比較したら、男性は勤続 7 年ぐらいで 7、8 割ぐらいの方々が主任だとか何かに昇格していくのに、女性はおよそ 2 割しか昇格できない。その理由は補助的な業務しかしてない、任用に耐えられないということ言われてきた。出産育児があるから、いつも休んで当てにできない。そういう差別的な処遇がかなりまかり通っていた。しかし、女性差別撤廃条約が批准されて、国際女性年で女性の地位向上を図るための、日本政府でも法律を作って、行動計画ができて、各地方自治体でも行動計画ができた。そして、雇用の場における男女雇用機会均等法が制定されて、当然に、私たち職場の中では、女性の管理職が誕生し、そして職務も女性たちに大きく改善が与えられるようになった。しかしその後、やはりポストの数というのは、こちらもそうだと思うが限りがある。男性と同じように長時間労働に耐えられる女性は昇格できるけど、育児や家事や介護を抱えざるを得ない女性たちは、そうしたことから排除されるような状況に今なっている。誰でもが仕事と生活の両立を図られる働き方、そういったことが保障されることを私たちは求めており、一方では、今、非常勤やパートとか短時間雇用で働くということで、そういうことしか望めない働き方も出てきているが、非正規で働いている女性も増え、私たちが働いているこの神奈川でも働く女性の約 54% が非正規雇用になっている。そのため、男性と比べて賃金格差も正社員の場合でも男性の正社員と比べて 74.5%、パートの場合では 56% というような状況で各国の男女平等図を示す発表されているジェンダーギャップ指数というのは、2023 年には、ご存知のように 146 か国中、日本は 125 位だった。ところが、この統計を取り始めたのは 2006 年で、その時には 115 か国中、日本は 80 位だった。日本が何もしなかったわけではないが、他の国々がどんどんと改善を進め

てきた。そういう意味で、私たちは、日本におけるジェンダー平等の問題は、未だ途上にあると思っている。そういった意味で、国内では今、セクシャルハラスメントやハラスメントなど、いろいろな人権侵害も起きているが、そういったことを救済する機関もできていない。女性の政治への参加の問題だとか、この男女の賃金格差、これはもうおよそ先進国の中でも、この格差が一番日本は大きいというふうに言われている。このことをもっと改革のスピードを上げていく。そのためにも、是非ともこの選択議定書の批准を私たちはしてもらいたいというふうに思っている。今私たちのところでも、この雇用の場面の問題だけではなくて、民法の問題でも戸籍の問題でも、様々な分野で今残っている差別の問題について改善するためにも、是非とも実効あるものとして、この選択議定書をできれば、批准してもらいたいというふうに思っている。こちらの二宮町でも、女性のための二宮ジェンダー平等プランというのが出されている。それを進めていくためにも、国がこの選択議定書を批准することによって、具体的なものにできていくのではないかと思います。是非とも二宮から国に対して意見を出していただきたいと思うところである。次に補足的に、このアクション神奈川の事務局長の小島八重子から一言お話をさせていただく。

小島氏

澤田の方から説明があったが、私の方では、特に二宮町のプラン、ジェンダー平等プランということで、ジェンダー平等を掲げている素晴らしい先進的なプランだと私は思う。でも実際にそれを見てみると、二宮での管理職の女性というのが、2028年までの目標が30%というところが、22年の一昨年17.5%ということで、まだなかなか目標には届いてないという状況なんですね。これは神奈川県内でもそうだが、神奈川県内のジェンダーギャップ指数ということで、そういう統計を出している団体がいるが、その団体の統計を見ても、都道府県の中で神奈川は32位でとても低い状態である。そういったことで、そういう改善を、働く女性の地位の向上や経済的自立を目指していくというのはすごい課題だと思う。私たちは差別撤廃条約の選択議定書の批准を目的にした共同行動をとっているわけである。その申し合わせの中には、社会に潜む無意識の偏見、アンコンシャス・バイアスや差別に気づき、その背景にある要因、不平等な社会の構造や法整備、慣習を見直して変えていきましょう、一人一人のかけがえのない命と暮らしを守る私たちの大切なツール、女性差別撤廃条約を立法に司法に行政に社会の隅々に生かしていきましょうというものを共同行動の目標としている。先ほど言ったように、差別をなくしていくところでは二宮のジェンダー平等プランと一致する中身ではないかと思う。ぜひ皆さま、二宮の議会において、ぜひ私たちの要望である選択議定書の批准を国に対して求める意見書をぜひ提出していただきたいと思う。皆さま、二宮のジェンダー平等プランにふさわしいご判断をお願いしたいと思う。

＜請願者に対する質疑＞

委員長

それでは、委員の方で陳情者に質疑のある方はどうぞ。

副委員長

1つお伺いしたいのは、私もびっくりしたが、この選択議定書自身が

採択されたのが99年ということで、それから25年経っているというのがすごく不思議なんですよね。この間に批准されてこなかった背景とか、理由についてご説明いただければと思う。25年はすごい。

澤田氏

ご質問に礼を言う。言われた通り、日本は、この差別撤廃条約を批准しているので、その履行について国連の女性差別撤廃委員会に4年に1回は日本の中での履行状況について報告するシステムがある。差別撤廃委員会の方からは、その報告に基づいて、コメントがされてくる仕組みになっている。そうした中で2003年と2009年そして2016年の時に、国連から言われた内容は、なぜ選択議定書の批准ができないのか。そのことについて早急に批准できるように国内整備をしてくださいと言われて参った。日本政府は、それについてそれぞれの場面で答えて、早急に検討いたしますと言ってきた。しかし、言われていた内容は個人通報制度について、もしやられると、日本の司法権の侵害になるのではないかと言うことが振り返ってみれば、一番大きな議論の争点になっていたのかと思う。政府はそれに対して、ずっとその調査会、研究会を設け、検討してきたが、これは何ら問題がないということがだんだんはっきりしてきている。司法権が侵害されるのではなくて、やることによって逆に日本の裁判所が差別撤廃条約との関係でも、きちっとした内容に変わっていく。そういうことにもなるだろうということで、最高裁判所の方からも、日本の司法権が侵害されるというような意見は全く出されていないということで、検討結果もおおよそそういう内容になっている。しかし、日本政府としては、なかなか思い切った判断ができていないというのが今の状況だと思う。

大沼

非常に難しい内容だと思う、町の議員がこれを陳情審査するというのは、もう本当にどうなのかと思ったぐらいだが。先ほどのお話の中から、私のつたない知識の中でお聞きするが、当時お茶くみとか、そういうことが昔、何十年前かそういう年代だったのかと思うが、それから随分今変わってきたじゃないですか。私は性別が男なので、その女性が何かということがちょっとやはり分かりにくいところはある。それでも知っているか、もしくはご本人の経験というところで、例えば、現在、女性だからということで、何かこう差別的な扱いを受けているとか、ちょっと過去の話から遡ってしまうと分かりにくいというか現代と過去との比較ではないので、今現在、そういう差別的な扱いを受けていることがあるのかどうかということと、あと、女子差別撤廃条約というのは、1985年に批准されているということがここに出ているが、その辺りの違いというか、そのあたりが分かれば教えていただきたいと思う。

小島氏

現在も差別があるかどうかということですよ。ある。今いろいろなセクハラとか、パワハラとかそういうのも、法律にだんだん規制されてきているが。やはり今、職場ってものすごく忙しい。なかなか休めない。しかもコロナの中で、非常に問題になったのは学校がお休みになっちゃいましたよね。休校になった時に、女性たちは家に戻っているわけである。その中で、結局オンラインとか、そういうのでも仕事もあるが、結局育児とか家事とかそういうものは全部女性に戻ってきてしまっている

わけで、そういう状況があった。それとやはり職場が忙しいという中で、女性たちが子どもを妊娠した時に、なかなか職場に言えないとか。あと、例えば昔生理休暇というのもありましたよね。生理休暇は今もあるが、生理休暇というのはほとんど取れない。私たちの若い時もそうだったが、その職場の人が声を出す中で、生理休暇なんかも取れるようになったが、逆に権利があっても取れない状況が今職場の中にある。あと、女性の家事とか育児に関わる時間が男性から比べたら全然長い。特に神奈川は通勤の距離が長く、そういった中でそれと合わせて家事育児とかそういう負担が全部女性にきており、あとはワンオペ育児という言葉もあり、男性は仕事、女性は育児介護じゃないけれど家庭責任という形で、夫がいても夫は長時間労働で、結局はワンオペ育児みたいなのということで、女性が全部になっているということである。だからそれは、私も 39 年働いてきたが、その働いてきた中でも、権利としていろいろ勝ち取ってきたものが、今逆に権利が奪われているというか、職場の中で声を出しにくくなっているというか、そういう実態を私は聞いている。そういう実態があるのではないかなと思う。

澤田氏

今お話があった通り、男性の場合は正社員で働いている人というのは今 70%ぐらいで、女性の場合は 54%がパート、非正規、派遣の契約とかそういう契約で、賃金格差も年収 200 万円以下というのは女性の場合 7 割ぐらいがそういう格差になっている。それが実態である。それで結局、なぜこのようになったかと言うと、先ほどこよつと時間がなくて言えなかったが、やはり均等法ができて、ところが、財界の方についていけるのか、やはりそれでは差別をなくしましょうと、男性と女性が同じ土俵にということで、総合職というのを設けた。総合職と一般職で働きたい人はどうぞということで私たちは言われたが、その働きたい人はどうぞというのは、長時間労働に耐えられる、そういう人はどうぞということだった。しかし、さっき言われたようにワンオペの状態が日本中まだ増えている。女性の意識の中にもあり、家族の中にもある。そういうものは社会的環境整備が追いついていないために、長時間労働が男性にとっても過労死になっている。毎日 2、3 時間しか寝れないような働き方が人間として、或いはこれで男女平等といえるのかということ、今私たちは考えて、人間らしく 8 時間働いたら 8 時間休めるような社会に男性も女性も、どんな立場にある人でも、されていくべきだというふうに思っている。それが実はパートだからということで間接差別というような形で目に見えない差別になっていて賃金格差になっているということをお願いしたいと思った。以上である。

委員長

現状も差別があるということですね。

大沼

先ほど女子差別撤廃条約のことについてのお話がなかったというのが一つ。あと、今言われた労働時間とかそういったものというのは、多分その個々の差であって、いろいろな役職だったり、職場でかなり差があるのかと。悪いところの事例を言えば、きりがいいのかなと思う。多分それは男でも女でも、どちらでもいろいろな格差というか、違いはあるものかと思った。それで先ほども言われたが、育児、介護を担うのが

女性だと発言されるが、私の認識ではそれはもう今はない。男性だから女性だから、それをやらなければならないという考えを全く自分は持っていない。だから、その見方というか、考え方の修正というのかそういうのが必要なかと思うところがある。私の周辺、周囲の女性の方に度々話を聞く中でお金があるんだったら、仕事なんかしたくないよと。専業主婦がいいよという声がものすごく多い。そういう声というのはいかがなのか。私はそういう声を聞くのが多いので、その辺りのこと教えていただきたい。

澤田氏

最初の女子から女性というふうに女性差別撤廃条約、名前が変わったが、法的には何もないが、全体的に女子という言葉でなくて、女性ということで、政府の訳の関係で、これは変わってきたと認識している。それともう一つは言われたように、育児とかワンオペの状態というのは、個々の家庭、職場においても多少違いがあり、育児休業も男性が取れるようになったし、取るようになってきているから、そういう点では相当変わってきていると思っている。ただ、根っこにはやはり、この性別役割分業というのは、これはまだまだ私たち女性のところにも刷り込まれたものがあるので、これは変えていくということでしていかなきゃいけないと捉えている。専業主婦の問題については、個人の生き方の問題とかがあると思うし、そういうふうに使われるのは、働きながらいろいろなことをやっていくというのはストレスがとて多いということの象徴だと思う。基本的には、私は個人的には働くということがすごく大事なことだと思うが、個人が専業主婦を選択するという自由はあってもよいと思う。以上である。

大沼

私の調べた認識が間違っていたのか分らないが、1985年に女子差別撤廃条約というのは批准しているようなことが書いてあった。それは間違っているのかな。またそれは改めて確認したいと思う。先ほどお話の中で、二宮町の中の女性管理職の数の割合が少ないよというようなお話があった。これは社会的にも言われていることだが、多分雇用する、採用する数から始まることではないかと思うが、その入口の部分が例えば男女同じ数で採用しているのにこうだよということだったりすれば分かるが、その辺りの入口の部分の情報というのはなかなか出てきていない。そのあたりも知っていれば教えていただきたい。

小島氏

今のその後の関係は行政の方に聞かないと分からない。多分、大学でも女子大学でも入る方というのはかなり多くなっていますよね。就職するとかそういうところでは、女性の方がそういった試験を受けたりとか、そういうのは多分多いと思うが、具体的な数字については、私の方では分からないので、それは行政の方に質問していただければよいと思う。私も統計的な資料とかそういうのも今日持ってきていないので、その点の入口のところはすまないが回答はできない。私なんかも仕事をしていながら、先ほど澤田氏も言ったが、女性の場合、例えば研修に行きたいとか、出張に行きたいとか、積極的に仕事をしたいと思うと、職場の中では男性を優先する。私も出張に行かせてくださいと手を挙げたり、研修に行かせてくださいと言うと、数に制限があるから、若い

人、男性を行かせてくれ、ちょっと我慢してくれないかとか、そういうふうに言われたり、そういうことは結構ある。男性の場合は、ちゃんと異動とかそういうところの中で、ジョブローテーションではないけれどそうやって、スキルを高めていく、そういういろいろなものが取られているのにもかかわらず、女性の場合は、出産・育児もあって、途中であれすとか、あとはなかなか残業できないとか、そういった中でジョブローテーションの中から弾かれていってしまうというか。そういうところがあると思う。そういうところも影響しているのかと思うが。役場の場合は、かなり民間から比べればまだよい方ではないかと思っている。以上である。

羽根

私も女性がよく働くような職場にずっといたので、いろいろな現状は見てきた。それで、ジェンダー平等において日本が低い理由の大きな要因は男女の賃金格差と、議員の少なさということが1番ランキングを下げていると情報としてはそう取っている。それで、先ほど世界各国がこのジェンダー平等を取り上げるために取り組みを積極的に行ったので、日本が逆に下がっていったということをお聞きしたので、他の国がこういう取り組みをしたから上がっていったとか、何かそういう所の情報があれば結構だが、教えていただけると、すごく助かるので願います。

小島氏

私は今日資料を持ってきてないが、多分クォーター制とか、そういうので結構フランスとか、先進国というか、ジェンダーギャップの高い方のところは、結構そういうクォーター制を取り入れてやるとかそういうのがある。特に今、議会議員に女性を増やそうということで、日本もいろいろと取り組みを今していますよね。そういう取り組みがされても実態的には議員さんになっても議員さんの中でのいじめみたいなので、女性に対するいろいろいじめがあったりとか、そういったところでなかなか手を挙げにくくなっているというのも聞いているし、いろいろな自分の意見を言って、いろいろな町民の生活を改善していきたいというそういう積極的な女性もこの間の統一選挙か何かでも現れているということはすごく良い傾向かと思っている。以上である。

澤田氏

やはり他の国は選択議定書を批准し、批准国が115か国ある。国内の法律等の整備も進んでいる。今小島が言ったように、やはりヨーロッパでは、包括的な差別禁止法とか、そういうものができている。日本は残念ながらそこが不十分で、ガイドラインレベルでセクハラもハラスメントも、それから賃金格差の男女の差別の問題も、そのような形になっている。以上である。

浜井

女性差別撤廃条約の締約国が現在189か国あると。その中で115か国が選択議定書を批准しているということで、この差し引きの数が批准していないということだが、日本は先ほどもお話があったが、司法権の独立を侵すような可能性があるんじゃないかというような判断で、今のところ批准してないようである。他の国で批准していない国というのは、どういった考え方で批准していないのか、もし情報があれば教えていただきたい。

小島氏 外国の批准していない理由は分からないし、把握していない。

浜井 日本としてはかなり現在、自分の身の回りを見ても仕事の部分でも、いろいろな職業の部分でも、今まで女性が仕事としてやっていなかったような部分まで、かなり進んで、女性を登用したり、活躍しているというようなイメージが強い。その辺りの女性がいろいろ、職業に広がりを見せていて、あまり私自身は不平等だというような認識はないが、その辺りのお考えを聞かせていただきたい。

澤田氏 あんまりないが、確かに女性活躍推進法というのができ、相当職域は広がっていると思う。なので、自衛隊にも女性が参加しているし、警察にも参加している。しかし女性の分野というのは、一般女性が就くとしたら、今一番多いのは、介護とか、福祉や保育とか、そういうようなところである。ところがそこが一番大きい問題だが、非常に労働も厳しく、他の職種と比べて、賃金がとても安い。それはずっと問題になっているかと思うが、その根っこには女、子どもにできる仕事ということが根本的にあり、保育士さんの賃金、それから看護師さんはちょっと違うが、ヘルパーさんの賃金というのは非常に安い設計になっている。これは国が公定価格を決めるので、そこの中の考え方として、要は単価が低く抑えられているというところに問題があると思っている。そこに若い男性が入ってくると、これじゃあ結婚できないよということで寿退社にならぬ、結婚する時に、自ら辞めていくっていうのが、例えば学童保育の指導員もそうで、私たちの周りにある。なので、女性職と言われている職のところには、男性も入ってきて、初めてこんなに低い賃金で生活できないよっていうようなことが明らかになって、そういう差別が残っているということが、今の状況である。

委員長 他にあるか。

(「なし」との声あり)

委員長 なければ今度は執行者側へ委員の参考質疑あったらどうぞ。

＜執行者への参考質疑＞

大沼 先ほども陳情者に聞いたが、町の方で女子差別撤廃条約、これについて批准を日本はしていると思う。それと、女性差別撤廃条約の違いとかそういうことを知っていただけるか。もし知っていれば教えていただきたいと思う。

委員長 最初に説明があった。国連の方で 2019 年に成立したものに対しては批准しているけれど、そのものがまだ批准できてないという話でしたよね。もう 1 回質問していただく。

大沼 1985 年に、女子差別撤廃条約というのを日本は批准しているんですよね。女性差別撤廃条約は批准していないということ、これをした方

がいいのか。名前が変わっただけなのか。そうすると、1985 年女子差別撤廃条約が批准しているとなっていますよね。

委員長 澤田さん分かりやすく説明をお願いします。暫時休憩する。

休憩 10 時 8 分

再開 10 時 11 分

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。大沼委員の話の途中で暫時休憩になったが、もうちょっと整理して、もう一度説明していただければと思うのでお願いします。

大沼 私の方で調べた中の資料がちょっと違っていたというか言葉の使い方で、混同していたところがあり、質問がかみ合っていなかったと思うので、先ほどの質問は却下させていただいて、先ほど陳情者とのやりとりの中で出ていた町の中の管理職の割合である。世間一般的な企業の中でもそうかもしれないが、まずは町役場の中、あとはそれと一般社会の中で、もし知っていればよいが、採用人数に対して、管理職とか、そういうものの割合の比率ってあると思うが、そういうのが、もともと採用数が少なければ、当然、男性、女性というふうに分けた場合には、例えば管理職になる人間というのは少なくなるということになるが、そのあたりのところ二宮町の事例と社会的な事例も知っていれば教えていただきたいと思う。

委員長 先ほどジェンダー平等プランは二宮の管理職の女性の比率を 2028 年までに 30%にしたいところが現在 22 年には 17.5%だというお話があることと関連していると思うが、その辺の実態把握みたいなのところだと思うがお願いします。

地域政策課長 ちょっと難しい質問だと同って思った。我々このジェンダー平等プランの中で、女性の管理職の登用率というのを 30%ということで目標年次に向けて進めている。この中で平成 29 年の時は 14.8%だった。それが今は 17.5%まで上がって右肩スライドで上がっていくようなイメージではいる。今、雇用の人数だとか、登用の人数に男女という性差を加味しているかどうかというのは正直こちらとしても把握してはいないが直感的に女性もしっかり雇用はされているなというのが私の考えるところである。今いる中で、その人の個人の能力に応じて、正当な判断をして、女性管理職を登用していくということになろうかと思っている。以上である。

大沼 採用の数というものが 1 つにあるが、今度はその途中退職ですよね。昔で言えば寿退社、そういう形で途中でやっぱり退職される方は男性でも女性でもいられると思うが、数としてはいかがなんでしょう。例えば同数で採用したとしても、女性が退職したら、残っている方の数が減るわけだが、実数は把握していないかもしれないけれど、印象でもよいので教えていただければと思う。

地域政策課長

私が就職した頃、平成の中期ぐらいの頃はやはりそういった方は、寿退社というんでしょうか。言葉が正しいか分らないが、いらっしやったという印象がある。最近はずっかり育児休暇も皆さん取る。男性も取るので、男女ともに育休、或いは復職後の時短勤務等をしっかりと使われて、しっかりと勤め上げている方が多くなったというのが直感的な印象である。以上である。

大沼

目標値として、女性の管理職 30%というのを掲げて、これからやっというとした場合、採用の時に男女の性差別ではないけれど、そういう数を特に考えるわけではないと言うが 30%を目指そうとして、しかも寿退職みたいな感じで辞められる方のことを考えたら、30%目標達成するためには、採用の時点で女性が多くないと。確率的にというか、その目的、目標が達成できないのかと思うが、そういう方針で今後やっていくような感じになっていくのか。どんなふうなお考えで、町は考えられているのか。その 30%目標を達成するために、そのあたりのところ言えないかもしれないが、そういう考え方でよいのかどうかというところも含めて、ちょっと回答いただければと。

政策部長

採用に関しては我々関知していないので、お答えしづらい部分もあるんですが、ちょっと想像も交えてお話すると、採用の段階で男女というバイアスは全くないと思う。あくまでも成績で採用が決まるので、そういった中で本当に 30%というものだけを目的にすると、その辞められる方も加味して女子を多くするとかという考えもあるかもしれないが、それはやはり組織としてはできない。今いらっしやる中で正当な評価をした上で、30%を目指しましょうというのがこちらの目標なので、現時点で私の年代や課長の年代だと、どうしても辞められてしまった女性も結構いらっしやって割合的には男性の方が部長が多いし、課長も多い。ただ班長級を見ますと、かなりの数の女性の班長がいらっしやるので、現時点では性別に関係なく、評価がされているというふうに感じている。以上である。

浜井

今、お話を聞いていた中で、ちょっと疑問だったが、今部長が特段男女ということで、最初から考えて比率で採用しているとかということはないと。あくまでも能力だということでお話を伺ったが、先ほど 30%、現状が 17.5%云々という数字が出てきている。元々その数字の目標自体が私にとってもちょっとナンセンスなのかなという気もしないでもない。当然別に男性だから女性だからということもなく、能力があるものが役職に就けばよいということだと思う。もちろん男性特有の特性であったり、女性ながらの感覚というものがあるので、当然男女で違い、全く同等というような体力的な部分とかも加味すれば、全く一緒というわけにはいかないの、いろいろなところで当然加味する部分があるが、あくまでも役場の方ではその能力を判断して、役職とかに就けているのか、それとも先ほど言っている割合そういうのも最初から考えて配分しているのかというのをもう 1 回確認させていただきたい。

政策部長 総務部門でないと答えられないご質問だと思う。30%という目標値がナンセンスだというご指摘は、その通りなのかもしれないが、あくまでも目指すということで掲げているので、この目標値 30%だから女性を優遇するとかそういったことは総務は考えていないんじゃないかと思う。採用部門にご確認いただければと思う。

副委員長 これも地域政策課ではお答えいただけないかもしれないが、現実には我が町の職員も会計年度任用職員とそれ以外というふうに分かれているが、差男女比というか、総務でないと分からないかもしれないが。

地域政策課長 申し訳ない。こちらの方で数値を持ち合わせていないので、後ほど総務課にご確認をお願いする。

委員長 他に執行者の方に質問ないか。

 (「なし」との声あり)

委員長 それでは、他に質疑がなければ休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 10 時 22 分
(傍聴議員の質疑：一石、古谷 各議員)
再開 10 時 34 分
<意見交換>
なし

<討論>
委員長 これより討論に入る。

羽根 私は陳情に賛成の立場で討論する。私が見てきた現状をお伝えしたいと思う。私は人材派遣会社になんとおり、女性がほとんどの社員という会社にいた。出産で一度育休を取るが、それを終えて出社してくると、やはりその体の辛さとか、産後のいろいろなホルモンバランス等もあるのか、みんな辞めていってしまう。あと、残業ができない。日本はほとんどが中小企業なので、やはり公務員の方々とはちょっと違って、いろいろなことが整っていない中で働いているのが現状だと思う。それで、まだ人材ビジネスでいうと女性の登録者が多いが、ほとんどの方の働く理由がお子さんの学費のためと、生活費の足しというかプラスにするために 7、8 万円働きたいという方がほとんどだった。自分の何かやりがいのある仕事をしたいというような形で来られる方はほとんどいらっしゃらなくて、そういう現状を 1,000 人以上も私は見てきた。やはりそういうところは、日本の特徴的なところなのかもしれない。それで、どうしてもこのジェンダー平等度を日本は上げていくべきと私は思っているので、1 つの何かきっかけになればと思い賛成とさせていただきます。

大沼 初めに申し上げた通り、非常に難しい内容だと感じている。今の質疑の中でも、明確にこれがというようなことで判断できる材料もない。私には、この判定ということもちょっと難しいと考えているので、不採択をさせていただきたいと思う。

副委員長 お話を伺っていると、女性の働き方が非正規として位置付けられてくる、こういうことが中心になっていたということで、日本が今、経済的に 30 年失った背景として、やはり男女差別が全体の働き方の足を引っ張ってきたと今の論議を聞いていた。人権の拡大ということも大きな流れである。それで、この批准についても本当に 25 年間置いてこられたということは私自身の不明を恥じる思いで、ちょっと遅きに失したというそういう感じもしている。そういうこともあって、この陳情に対して意見書を出すことには賛成である。

委員長 以上で討論を終結する。それでは、陳情第 3 号を採決する。陳情第 3 号を採択すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)

委員長 賛成少数で不採択である。それでは、不採択に対する審査意見の作成についてはいかがか。

(「正副一任」との声あり)

委員長 正副一任とのお声がある。正副委員長に一任願いたいと思うがご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 ご異議なしと認める。それではそのように決した。以上で陳情第 3 号の審査を終了する。

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和6年2月26日(月)

開会 10時50分

閉会 11時02分

2. 場所 第1委員会室

3. 付議事件

2 二宮町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第8号）

4. 出席者 小笠原委員長、渡辺副委員長、羽根委員、小林委員、浜井委員、善波委員、大沼委員、根岸議長

執行者側 ①町長、副町長、政策部長、企画政策課長、企画調整班長

傍聴議員 6名

一般傍聴者 0名

5. 経過

2. 二宮町行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第8号）

委員長 休憩前に引き続き会議を開く。次に、二宮町行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例、町長提出議案第8号を議題とする。執行者側から補足説明があればどうぞ。

政策部長 それではお手元の補足説明資料に沿って担当の方から説明をさせていただきます。

企画調整班長 では私の方から補足資料の説明をさせていただきます。今回の二宮町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正につきましては、大本である行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改定に伴い、それに伴って引用箇所等の改正を町の条例に行うものである。補足資料だが、こちらの補足資料は国の大本の方の法改正に伴う新旧対照表の二宮町の条例が関する部分だけを抜粋したものを、今回ご提出をさせていただきます。こちらの資料を3枚ほどおめくりいただき、ページの55ページというのが右下に書いてあるところをご覧くださいと、左側に旧と旧のところの一番下に別表第二という項目がある。こちらが新の表より右側ではなくなっているが、ここの別表第2がなくなったというのが二宮町の条例に1番大きな影響を与えた部分である。では別表第2は何が書かれているかというと、そこに書いてある通り、情報照会者、いわゆる誰がその情報を照会するのか取りに行くのかというのと、事務、何の事務でこ

の情報連携が使えるのか。情報提供者、もともとこの情報は誰が持っていたのか。そして最後、特定個人情報、何の情報がやりとりできるのかと。この項目が載っていたが、この項目が違うところに記載されたのが1つと、この事務のところ、今回の法改正に伴って、名称がつけられ、特定個人番号利用事務という名称になった。そして、右側の特定個人情報、この情報の部分は、利用特定個人情報という新たに名称がつけられたということがある。なのでこの3点、二宮町の条例中にも、特定個人番号利用事務というのと、利用特定個人情報というのを位置づけるのと、今までこの別表第2を引用していた箇所を適切に変更するというものになる。なおこの法改正に伴って、二宮町の条例の方で、町の条例に記載されている部分での、特定個人情報のやりとり、いわゆる情報の受伝達の方法であるとか、範囲というものは変わっていない。なので単純に国の法改正に伴って引用条文等を反映させたものという町条例改正になる。担当からの説明は以上である。

委員長

これより質疑を行う。

副委員長

まず上位法の表現を、番号法から法に表現を変えるのはなぜかという問題がある。それから特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報について、逆の方から説明があったが、それぞれについてどういうものになるのか、なかなか分かりづらい。この2つがどういうことをカバーしているのか。それから今回の法改正、この5月9日の法律第48号だが、全体のねらいとしては、マイナンバーの利用拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、マイナンバーカードの普及、利用促進、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加、公金受取口座の登録促進。こういったものが総務省で挙げられていると思うが、本条例の改正について、関連のあるところは、1から6点のこの法改正のねらいの中で関わってくるところは、あるか。それを確認させていただく。

企画調整班長

今回の条例改正に伴って、もともと番号法というふうにこの法律、本法の方を言っていたが、もともと番号法という名称にすることは一般的ではない。ただこの条例制定をするときに、国の基準の方から、番号法というふうに規定した方がいいということだったので、それで番号法としていたが、他の市町を見ても、法であったり番号法であったりというのが混在していた。今回の法改正に伴って、各市町の条例改正をする時に国の方から、こういうふうな改正の方法でと示されたものには、法と変わっていたので、これを機に合わせて変えているものである。2つ目の質問、情報と事務ということだが、先ほどの補足資料の該当ページ、55ページの方を見ていただくと、事務と特定個人情報というのがあり、事務はいわゆるこの事業事務になる。二宮町でいうと、例えば児童手当であるとか、小児医療であるとか、ひとり親医療助成であるとか、そういったものがこの事務になってくる。右側にある特定個人情報のところ、これは何の情報なのかということで、戸籍の情報なのか税情報なのか、保険証の情報なのか、やりとりする情報の種類である。もともとはこの別表第2のところに、誰が何の事務で、どこから何の情報を得るのかというものが列

記されていたが、ここが法ではなくて別のところに記載されるようになった。こういうものになる扱う事務、もしくは情報というものは特に変わるものではない。町の条例に関する部分で変わるものではない。最後に渡辺委員の方からお話があった、大本の法で6点改正があったということだが、その6点の資料がこちらにはないので、今お話をしていただいた渡辺委員からお話があったところからは、今回の町の条例改正に伴って影響のある部分はない。いわゆる保険証情報であるとか戸籍の情報であるとか、マイナンバーの利用拡大、そういったものは今回の町の条例改正の部分には影響してこない部分である。大本の法改正では、いろんな種類のことを見込んでの法改正をしているが、町の条例改正においては、本法が変わったことによる町の条例上、何か事務が新たに増えるとか、情報がやりとりできるようになるとかというのではない。単純に二宮町の条例を引用箇所、国のもともと引用してたところから改正すると、こういうものだけになる。以上である。

副委員長

これまで別表第2で定められてたところを、別のところでということだったが、この別のところというのは具体的にどういうところになるのか、それを教えてほしい。新しい表も結局主務省令で定めるとなってるので、そういう意味では主務省令で、全部決められるものなのかということ、そこも確認をさせていただきたい。

企画調整班長

おっしゃる通りである。もともと法にすべて列記されていたものが、法律に列記されてたものが主務省令の方に、別表第2の内容が書かれるようになった。二宮町の条例についても、そちら側の情報を取りに行くと。記載の内容をそちらに変えていくというものになる。以上である。

副委員長

健康保険証とマイナンバーカードの一体化も、この法律第48号の中に含まれていると思うが、このことも、重ねて確認をするが、本条例改定では影響しないという理解でよろしいか。

企画調整班長

ご指摘の通りである。町の条例の方に関しては、保険証とマイナンバーカードの一体化に関するものというものは、直接位置付けられるものではないというものになる。以上である。

委員長

特にないようなので、休憩にして、傍聴議員の発言を許可する。

休憩 11 時 01 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 11 時 02 分

＜討論＞

委員長

休憩前に引き続き次に討論のある方はどうぞ。

(「なし」との声あり)

委員長

討論なしと認める。それでは議案第8号を、採決する。議案第8号を原

案の通り可決すべきものとするに賛成の議員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員である。よって議案第8号は可決すべきものと決した。暫時休憩とする。

閉会11時02分

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和6年2月26日(月) 開会 11時10分
閉会 11時50分
2. 場所 第1委員会室
3. 付議事件
4 二宮町手数料条例の一部を改正する条例（町長提出議案第10号）
4. 出席者 小笠原委員長、渡辺副委員長、羽根委員、小林委員、浜井委員、善波委員、大沼委員、根岸議長

執行者側 ①町長、副町長、政策部長、財務課長、総務部長、デジタル推進室課長、戸籍税務課長、戸籍住民班長、消防長、消防課長

傍聴議員 6名
一般傍聴者 0名
5. 経過

4. 二宮町手数料条例の一部を改正する条例（町長提出議案第10号）

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開く。二宮町手数料条例の一部を改正する条例、町長提出議案第10号を議題とする。執行者側から補足説明があればどうぞ。
- 政策部長 今回の条例改正複数の課に跨ぐ。お手元の資料に沿って、各担当課の方から説明をさせていただく。
- デジタル推進室課長 それではまず私の方から、キャッシュレス決済の導入関係ということでご説明をさせていただく。資料に基づいて説明する。今回デジタル化に伴う住民サービスの向上のために、窓口におけるキャッシュレス決済を導入するということに伴い、条例を改正するものである。最初の第3条だが、こちらについてはキャッシュレス決済を開始するに当たり、現行の条例だと申請者から現金で徴収するというふうに定めてあるので、その現金の部分の削るものになる。続いて第4条だが、現行の条例だと第4条の第1項のところで、郵便により謄本、抄本、証明書、その他の書類の送付を求めようとする時の手数料は、現金に代わり、定額小為替で納付することができるというふうに定めているが、今後のキャッシュレス化での決済を見据える中で、この条文を削るというものになる。私の方からは以上である。
- 戸籍税務課長 続いて戸籍法関係、手数料条例別表第1第4項の部分の説明をさせていただきます。1、戸籍謄本等の広域交付事務の追加。該当部分は、

第1号と第4号である。本籍地以外の市区町村でも、戸籍謄本等の取得が可能となる。手数料の変更はない。本籍地、非本籍地でも、手数料の額は同額である。戸籍謄本等は、現行450円。除籍謄本等は750円である。広域交付は3月1日から開始予定である。2.明確な表現とするための追加。該当部分は第2号と第5号である。1件につきという表現を、証明事項1件につきという表現に変更をする。内容の変更はない。3.戸籍除籍電子証明書識別符号の発行事務の新規設定。第3号第6号の部分である。戸籍謄本等紙の代わりに、戸籍電子証明書提供用識別符号、有効期限が3ヶ月のパスワードを発行する。使用例としてはパスポートの発給申請である。パスワードを提示することにより、申請先の行政機関が戸籍電子証明書、電子的に戸籍情報を証明したものを確認することができるようになる。それに伴い、申請者にとっては、戸籍謄本の添付が不要となり、オンラインで手続きが完結するようになる。手数料の新設をする。戸籍電子証明書提供用識別符号は400円。除籍、電子証明書提供用識別符号は700円である。紙の発行に比べ、各50円安くなる。具体的な手続きや発行方法、開始時期は現在のところ未定となっている。法律は3月1日から施行されるが、国からまだ具体的な手続きや発行方法が示されていないので未定ということになっている。こちらの方は決まり次第ホームページ等で皆様にお知らせをする予定である。ちなみにこの符号は数字16桁ということになる予定である。4、届書等を情報内容の証明書交付及び閲覧事務の追加。第7号と第8号です。届書の受理地のみで発行できる届書記載事項証明書に加え、電子化により、本籍地においても、届書等情報内容の証明書、届書記載証明書に代わる証明書の交付及び閲覧が可能となる。手数料の変更はない。350円である。3月1日以降に受領した届出から運用が開始される予定である。私の方からは以上である。

消防課長

消防法関係である。資料は2枚目となる。地方公共団体の手数料の標準に関する政令は、定期的に見直しが行われ令和5年12月人件費単価や物価水準の変動に伴う現行の手数料額との乖離是正を目的として、同政令が一部改正されたことに伴い、条例についても同様の改正を実施するものである。改正内容は浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に関わる金額である。二宮町内には、令和6年2月26日現在、改正内容に関係する危険物施設、建設予定を含み、ない。以上である。

委員長

これより質疑を行う。

大沼

デジタル化がどんどん進んできているということになっているが、システムの導入とか補修関連とかの費用、こういうものが多分、今後証明書類の手数料等にも影響してくるのかと思うが、そのあたりのところ、今後どのように、システムの更新とかされていく時に、どのような考え方を持たれているのか聞きたいと思う。

戸籍税務課長

今回につきましては戸籍の関係のシステム改修が伴っているが、今までも令和2年度から少しずつシステムの改修がされてきている。戸籍法

の改正に伴うシステム改修であるので、今のところ全てこの改修費用は国の補助金の対象、補助率10分の10ということになってきている。今後においてもそのシステム改修、まだ続いていくと想定されているが、それに関しても補助金の対象となってくるというふうに考えているので、国の出された仕様に基づいて改修をしていくというふうに考えている。以上である。

大沼

国の方ではガバメントクラウドとかって言うて、話だけは耳にはするが、だんだん移行していくというようなことになるのかなあと思う。そのあたりのところどようになくなっていくのかっていうところが分かればお聞きしたいと思う。先ほどのキャッシュレスシステムを使うということに対して、キャッシュレスシステムの利用料みたいなものがあるのかどうかそれを教えていただきたい。

戸籍住民班長

戸籍のシステム改修の関係のガバメントクラウドの関係だが、戸籍システムの標準化は令和6年度、令和7年度、2ヵ年かけて進めていくような予定となっている。その際にはまだガバメントクラウドにはならないで、クラウドでやっていくが、将来的にはそのような方向性になっていくというふうに考えている。以上である。

デジタル推進室課長

キャッシュレス決済の導入にかかる費用ということだが、まずキャッシュレス決済の端末等を設置する費用等がある。今回戸籍税務課に2台の端末を、戸籍の方と税の方に1台ずつの端末を入れて、キャッシュレスを行うということを計画している。その中でキャッシュレス決済の端末等を導入するための費用がおよそ87万円。導入と保守、月々の保守なども含めて87万円。その他にキャッシュレス決済を行った時の決済手数料ということで今2万6,000円ということを見込んでいるということになる。以上である。

大沼

基本的にキャッシュレスとかとなると、毎回、コンビニ交付などと同じような感じでとられるのかなというようなイメージがあったが、それとは少し違うのかなという感じがしたが、もしその補足があれば教えていただきたいと思う。それと手数料条例の改正内容とか、補足資料の中の4番の届け出書等情報内容の証明書交付及び閲覧事務の追加というところだが、これが何か具体的にイメージがわからない。どういうものなのかというのがもう少し分かりやすく教えていただければと思う。それから1ページの1のところ、戸籍謄本等の広域交付事務の追加となっているところである。これについて例えば他の市町村で保有されているデータにアクセスしたりとか、そういう形で取るのかなというイメージだが、これを行った時に、そこでまた発生する手数料、利用料みたいなものがあるのかどうか、それを教えていただきたいと思う。

デジタル推進室課長

キャッシュレスの手数料ということだが、こちらは委員さんにおっしゃっていただいた通りキャッシュレス決済を1回するごとにその金額に対して3%から4%程度の手数料が発生するというもので、今回その額を概算で見積もって2万6,000円程度というふうに見込んでいるものであ

る。以上である。

戸籍住民班長

補足資料4の届書等、情報内容の証明書の関係だが、一般の皆さんはほとんどこの証明書を取るような場面はないと思う。数年に1回発行があるかどうかというもので、具体的には、例えば外国人の方で日本に国籍がないような方で、本国で出生したことを証明するために、その届け出を取るような類のものになっている。届書の例えば出生届でしたら複写を取って、その内容は正しいことを証明しますというような職印を押して渡すような証明書になっており、今までは紙ベースで行っていたものが、今回電子データで取り込んで、出すというような形になっている。補足資料の1の、戸籍謄本の広域交付だが、こちらは他の市町村のシステムから取りに行くという形ではなくて、それぞれ本籍地の戸籍のデータというのが正本といい、国の方で同じものを副本というのが、同じものを持っていて、その正本と副本が随時連携するようなもの。その副本システムから、他の本籍地の証明書を取りたいとなったら取りに行くというシステムになっている。国のシステムでなので、利用料はかからない形になっている。以上である。

副委員長

キャッシュレスの話が出ていたが、どういうふうなイメージというか、キャッシュレスの方法もいろいろあると思うのが、どういった方法を想定されているのか。それから第4条をなくすということで、郵便による方法についてはもうなくしていくという、そういうことなのか、郵便は郵便でまだ生きていくことになるのか。先ほど広域交付に関するお話があったけれども、これまで法務省の方が、データのバックアップを取るという役割だと理解している。そういう中で今度は法務省の方が正本を持って、直接一元管理していくのか。管理の方法が変わるのではないかとされているが、そういう理解でいいのかということである。それから消防の手数料についてである。説明の中で現行手数料の標準額との乖離が広がっているということが述べられているが、現行手数料の標準額との乖離が広がっているというのが分かりにくいので、標準額がどこかで決められていて、それと随分違うよということなのか、国で示されたところに一本化したいのか、その辺のことも教えていただきたい。以上である。

デジタル推進室課長

キャッシュレスの方法ということは支払いの方法ということでよろしいか。窓口で、今現金だけのものに加え、クレジットカード、電子マネー、あとQRコードでの支払いみたいなことを加えていきたいと考えている。

戸籍税務課長

郵便請求は今後に残っていく。条例上その郵便請求を想定して、その定額小為替のみと限定していた関係で、このままだと、定額小為替でしか支払いができなくなってしまうので、キャッシュレスを行うことに伴い、その部分を削るということになる。広域交付に関しては、各自治体が管理しているのは、あくまでも正本で変わりではなくて、国が管理していくのはこれからも副本を管理していくということになる。以上である。

消防課長

全国的に統一して定めることが特に必要な手数料については、先

ほど説明した通りに地方公共団体の手数料の条例に関する政令をもとに、各自治体が条例を定めているところである。今回その中で事務費及び物件費等の増額に伴い、現行の手数料との標準額との差が起きたことにより、今回金額を改正するものである。以上である。

副委員長

クレジットカード、電子マネー、QRコードということになるとキャッシュレスで今あるものは全部使えるようにするよということかと思うが、これに関してはマイナンバーカードとは関係なく、使えるようになるという、そういうことでいいか。それから広域交付に関してはマイナンバーの提示なのか、マイナンバーカードが必要になるのか、そこも確認をさせていただきたいのと、結局法務省はバックアップを管理すると。だけど各市町から戸籍データを一本化されたデータの方に照会していくという、そういうイメージでいいのか。あと手数料については、消防の方に何うが、現状としては要するに必要な金額より安くなっているというか、物価の変動だとかそういうものを、勘案していく必要があるということ。そういう背景があると理解してよろしいか。以上である。

デジタル推進室課長

窓口のキャッシュレスについては特にマイナンバーということが必要とするものではないので、どなたでもご利用できるというものになる。以上である。

戸籍住民班長

戸籍謄本等の広域交付だが、本人確認書類として、顔写真つきの公的身分証明書が必要になる。マイナンバーカードに限らず運転免許証等でも取得が可能になる。国がデータを管理しているのかということだが、先ほども申し上げたが、それぞれ本籍地で、正本というデータを管理していて、それと同じものを副本として国が管理しているので、他の本籍地以外の証明書を取る時には、その副本を参照して取るということで、副本は国の方で管理しているような形になっている。以上である。

消防課長

議員のおっしゃる通りである。以上である。

副委員長

説明の中には、町民の利便というようなお話があった。キャッシュレスに関しては、先ほど総費用の話があったので、計算すれば分かるのかもしれないが、どれぐらいの割合の利用とかを見込んでおられるのか。この対象はあくまでも、戸籍税務課ということだったので、戸籍税務課の事務であって、例えば町民センターを借りるとか、町の施設を使うとか、そういうものには現状は考えておられないという、そういうことか。

デジタル推進室課長

まず対象になるのは委員がおっしゃられたように戸籍税務課の窓口で取れる、証明書となるので、施設の使用料等については、今後さらに検討していく必要があるのかなというふうには思っているところである。あともう1点、利用者さんの割合ということで、現状での見込みを申し上げますと、一応このキャッシュレスの導入を令和6年度の10月からスタートしたいというふうには考えている。10月から3月までの半年間で、利用者

のうち10%の方がキャッシュレスを使用すると見込んでいるところである。以上である。

浜井

消防の方のタンクを貯蔵するということところだが、二宮町内には該当するものがないというお話だが、あまり聞き慣れない言葉なので、具体的にどういう施設とかどういうものを指すのか教えていただきたい。それとこれ設置の許可に関する手数料ということだが、金額が100万以上の大きな金額の許可の手数料ということだが、具体的にこういった調査とか、知ったものに対してこういった金額の手数料がかかるのか。以上2点教えていただきたい。

消防課長

今回の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外貯蔵タンク所だが、まず整理すると、消防法では火災が発生する危険性があるものについては危険物として扱われる。危険物については、消防法で指定数量が定められている。例えばガソリンだったら200リットルが指定数量となっている。その指定数量を超えた、貯蔵する施設が、貯蔵所という。今回はさらに、特定という2文字がついているので、この特定は危険物が1000kℓ、100万ℓを貯蔵するタンクの指定の手数料の改正である。2つ目の質問だが、実際にこれを消防本部の方で点検をするかという、これはこのような大きな施設なので、県内でも数ヶ所しかないような施設なので、我々では、検査はなかなか困難なところがあり、これも法で指定の団体、こちらに検査、審査を委託する。危険物の保安技術協会というのがあり、これも消防法で定められているが、ここに委託して、町が委託して、それで許可申請を行うということである。以上である。

善波

現金の場合はその日に申請があつて、その日に現物が入ってくるので照合できるけれど、今度クレジットとかそういうキャッシュレスになると、決済日によって未収金の精査をしなければいけない、そういうところはどういう方法で考えているか。

デジタル推進室課長

決済の確認ということだが、キャッシュレスで決済したものについては、後日町の方にお金が入ってくることになる。ただし実際にお支払いいただくのは窓口になるので、窓口を使って確実ににお支払いいただいたということが確認できればその金額が必ず入ってくることになるので、そこで取り忘れているということはないものだと考えている。以上である。

委員長

特にないようなので、休憩にして、傍聴議員の発言を許可する。

休憩 11 時 39 分

(傍聴議員の質疑：野地、古谷、松崎 各議員)

再開 11 時 48 分

＜討論＞

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。討論のある方はどうぞ。

副委員長

反対の立場で討論する。キャッシュレス化についてもそれから広域交付についても心配していたのはマイナンバーとの絡みで、それは強制されないということなので、大変安心している。手数料についても、実際に頼む方のコスト高を反映するということで、これも賛成だが、ただ1つ広域交付に関して、現実には各自治体がデータを管理しているということだが、これを広域にしていくという際に、総務省の関与とかそういう部分が出てくる。それからこのリスクについてどう評価するかということが、まだ私の中でも整理しきれていない。そういうところで、委員会では反対をさせていただく。

委員長

以上で討論を終結いたします。それでは議案第10号を採決する。議案第10号を原案の通り可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

委員長

挙手多数である。よって議案第10号は可決すべきものと決した。暫時休憩する。

閉会11時50分